

総務常任委員会

平成25年11月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	中川 靖広	吉野 俊明
嶋田 善行	小野 隆雄	坂口 徹
中西 議長		

2. 欠席委員

小林 誠

3. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	乾 善亮
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	西巻 昭男
同 課 長 補 佐	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	福居 哲也
税 務 課 長	加藤 恵三	同 課 長 補 佐	真弓 啓
会 計 管 理 者	西川 肇	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教 委 総 務 課 長	山崎 善之	生涯学習課長	佃田 眞規
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 係 長	荒木 浩司

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、小野委員

委員長

おはようございます。

ただいまより、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、小林委員からは欠席の連絡を、また、中川委員からは遅れるとの連絡をいただいております。

定足数に達しておりますので、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、嶋田委員、小野委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しているとおりでございます。

初めに、1. 継続審査の（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長

継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することにつきまして、報告させていただきます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

現在、11月2日から12月1日までを会期としまして、秋季特別展「斑鳩 藤ノ木古墳の銅鏡展—鏡副葬の意義をさぐる—」を開催しております。

今回は銅鏡の意義や種類について知っていただき、藤ノ木古墳の鏡の副葬の歴史的意義を理解していただくことを目的として、藤ノ木古墳の石棺内より出土した四面の銅鏡の里帰り展示を行う計画で事務手続きを

進めておりましたが、貸出元の奈良県立橿原考古学研究所附属博物館による事前のX線撮影において、3面の銅鏡にひび割れの詳細な状態が確認されましたことから、輸送及び展示における破損事故を未然に防ぎ、その保全を図るために、その3面については複製品に変更するとともに、国宝の各種の銀製鍍金の空玉や装飾大刀の復元品を展示しております。

また、この展示会の認識を深めていただくために、11月10日には樋口隆康斑鳩町文化財活用センター長によります記念講演会「私の古鏡の調査と研究―藤ノ木古墳の鏡について―」を開催いたしました。

そして、この展示会にあわせまして、藤ノ木古墳の秋季の石室特別公開を11月2日と3日の2日間開催し、2日目の日曜日はいいにくの雨模様の天気でありましたが2日間で1,469人の見学者がございました。

今回も法隆寺国際高校及び奈良大学の学生にボランティアとして受付や解説の補助などに協力していただき、さわやかに対応していただきました。

また、こども考古学教室としてのこども鏡づくり教室を11月24日に開催する予定であります。

次に、小田原市との文化交流事業についてであります。

この16日と17日に、町民の方々に小田原市の戦国から江戸時代にかけての貴重な文化財である史跡小田原城や史跡石垣山などを小田原市の文化財担当職員の方などの案内のもとに訪れていただき、小田原市の歴史や文化についての理解を深めていただきました。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

引き続き実施設計の作成を行っているところであります。現在の作業につきましては、事業地東側や南側における盛土造成の詳細な設計と共に、盛土に対して雨水排水の勾配やレベルに矛盾がないかなどの検証を行っております。また、塔基壇や金堂基壇部分について、復元する基壇の高さや勾配、塔基壇上面に復元する礎石位置の検討など、詳細な設計図面作成に向けた作業を行っているところであります。

そして、今月29日には文化庁より調査官を招聘し、現地において整備内容の確認や整備手法について、指導、助言を行っていただく予定で

あります。また、来月13日中には、整備検討委員会を開催し、実施設計の最終調整を行ってまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することにつきましての報告であります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 12月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。

12月定例会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

(1) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

黒崎総務課長。

総務課長 それでは、12月定例会の付議予定議案であります、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

お手元にお配りをいたしております資料の1の3枚目の要旨でご説明させていただきます。資料の3枚目の要旨をご覧ください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(要旨)。「斑鳩町子ども・子育て会議」を設置することに伴い、当会議委員に支払う報酬及び費用弁償を定めるとともに、「斑鳩町次世代育成支援地域協議会」を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

また、施行期日についてであります、この条例は、平成26年4月

1日から施行するものでございます。

なお、斑鳩町子ども・子育て会議につきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に係る施策に関する事項を審議するため設置するものであり、斑鳩町子ども・子育て会議設置条例を12月議会に、この条例と同時に上程させていただくこととさせていただきます。

以上、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 今、最後に条例改正云々のこと、ちょっと課長言ってもらってんけど、それは12月議会。そのことについては、きょうはないの。

総務課長 子ども・子育て会議設置条例のほうにつきまして、担当常任委員会、厚生常任委員会のほうでございまして、厚生のほうで説明がございまして、

(「了解」と呼ぶ者あり)

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に、(2)斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、12月定例議会付議予定議案(2)斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

資料2をご覧くださいと思います。

条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。改正の

要旨をもって説明に替えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

資料、後ろから2枚目、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいと思います。

今回の町税条例の一部改正につきましては、平成25年度の地方税制の改正を内容とします地方税法の一部を改正する法律が、平成25年4月1日に施行されましたことから、同法による改正内容のうち、平成26年1月1日以後に適用となるものについて、所要の改正をするものでございます。

主な改正内容につきましては、（1）個人町民税の関係では、①寄附金税額控除の対象範囲の拡大でございます。

所得税の寄附金控除の対象となっている寄附のうち、住民の福祉の増進に寄与する奈良県内に所在する公益社団法人、公益財団法人、特定公益増進法人等に対する寄附金について、寄附金税額控除の対象にするものでございます。

施行日は、公布の日とし、平成26年度から適用するものでございます。本改正に伴います影響額は、平成24年分の確定申告書の状況から試算をいたしますと、約1万円の減収となります。

次に、②東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得の課税特例でございます。

これは、被災時の所有者のほか、被災居住用家屋に居住していた相続人についても、当該家屋の敷地を譲渡する場合、相続人は、被相続人がその財産の取得をした日から所有していたものとみなし、譲渡所得の課税の特例を適用するものでございます。

施行日は、平成26年1月1日とし、平成26年度から適用するものでございます。

なお、現行制度による特例の適用はこれまでございません。

次に、③住宅ローン控除の延長・拡充でございます。

これは、住宅ローン控除の入居対象期限を平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長するとともに、平成26年4月から平成29年12月までの期間で、購入した住宅に係る消費税率が

8%または10%の場合、控除限度額を97,500円から136,500円に拡充するものでございます。

施行日は、平成27年1月1日とし、平成27年度から適用するものでございます。

住宅ローン控除による町の減収額については、これまでも全額国費で補てんされており、改正後におきましても同様の措置がなされることとなっております。平成24年度決算では、地方特例交付金として2,081万3千円が交付をされております。

次に、裏面にお移りをいただけますでしょうか。

④公的年金からの特別徴収制度の見直しでございます。

これは、年金特徴の年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収額を前年分の年税額の2分の1に相当する額とすること、また、特別徴収税額通知後に税額が変更された場合、現行では、普通徴収に切り替わりませんが、特別徴収を継続するものでございます。

施行日は、平成28年10月1日とし、平成28年10月以後に実施する特別徴収について適用するものでございます。

本改正は税額に影響はなく、徴収方法の見直しを行うものでございます。

次に、⑤金融所得課税の一体化でございます。

これは、金融・証券課税の一体化のため、国債、地方債といった公社債等の利子及び譲渡損益について、譲渡株式等の配当及び譲渡損益と同じ税率及び課税方式とするとともに、これらの間で損益通算ができるよう変更するものでございます。

施行日は、平成29年1月1日とし、平成29年度から適用するものでございます。

本改正に伴う影響額は、国による影響見込額をもとに試算をいたしますと、17万6千円の減収となります。

次に、(2)その他では、①延滞金の利率の見直しでございます。

現在の金利状況にあわせ、町税に係る延滞金の利率を引き下げるもので、1年間の貸出約定平均金利により、毎年、延滞金利率を定めることとなります。

平成26年1月1日から延滞金利率について、最近の貸出約定金利でございます1%として試算をいたしますと、本則の延滞金14.6%については9.3%、納期限後1か月以内の延滞金7.3%については3.0%となります。

施行日は、平成26年1月1日とし、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用するものでございます。

本改正に伴う影響額は、平成24年度の延滞金の決算額、約340万円に対し約280万円となり、60万円の減収となります。

最後に、②その他法令の改正による条文整理等所要の改正については、地方税法等の関係法令及び町税条例の改正に伴いまして、本条例に引用している条番号、項番号の繰上げ等の条文の整理等を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

以上です。

委員長 説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 一番最後のその他、延滞金の利率の見直しは、これは国の指導なんですか。それとも、町独自で行われるものなんですか。

税務課長 今回の見直しにつきましては、地方税法の改正でございますので、それに準じた形で改正させていただいております。

嶋田委員 先ほどの説明で1年ごとに見直すという説明をされておりましたが、今まではどうだったんですか。

税務課長 延滞金は2種類ございまして、本則の14.6%、こちらについては、過去、ずっとこの率できております。

1か月以内の利率の7.3%につきましては、平成12年1月から特

例を設けておりまして、この25年の12月31日までは、公定歩合に4%を足すということで、これにつきましては、12年1月以降、毎年、大蔵大臣が指定するその率に伴いまして、毎年改正をさせていただいております。

嶋田委員 わかりました。そしたらこれは地方税法の改正によるということなんですね。最終的に。こちらが考えることは。

税務課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら次に、(3)平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、12月定例議会付議予定議案の(3)平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,759万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億5,749万7千円とするものでございます。

初めに、歳入予算の補正についてでございます。

第12款分担金及び負担金の民生費負担金では、広域保育に係る保育料が当初見積りを下回ることから、99万2千円の減額補正をお願いしております。

次に、第14款国庫支出金では、民生費国庫負担金で、本町が委託する広域入所に係る委託料が当初見積りを上回ることから、保育所運営費負担金21万2千円の増額補正を、障害者介護給付・訓練等給付費が当初見積りを上回ることから、自立支援給付費負担金1,693万5千円の増額補正を、障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることか

ら、障害児施設措置費負担金56万8千円の増額補正をお願いしております。また、児童手当交付金につきましては、児童手当の支給対象児童が当初見込みを下回ることから、1,097万9千円の減額補正をお願いしております。民生費国庫補助金では、障害者移動支援業務委託料が当初見積りを上回ることから、地域生活支援事業費補助金34万8千円の増額補正をお願いしております。

次に、第15款県支出金では、民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同様の理由によりまして、保育所運営費負担金で10万6千円の増額補正を、自立支援給付費負担金で846万7千円の増額補正を、障害児施設措置費負担金で28万4千円の増額補正を、児童手当交付金で72万円の減額補正をお願いしております。民生費県補助金では、安心こども基金特別対策事業費補助金で、子ども・子育て支援制度に係ります全国総合システムと連携した制度管理システムの導入費用に対しまして、新たに補助金が交付されますことから、369万9千円の増額補正を、地域生活支援事業費補助金では、国庫補助金と同様の理由によりまして、17万4千円の増額補正をお願いしております。

次に、第17款寄附金では、ふるさと納税としてご寄附いただいたことから、教育費寄附金に187万3千円、福祉費寄附金に170万円、あわせまして357万3千円の増額補正をお願いしております。

これら寄附金につきましては、寄附者のご意向に沿いまして、教育費寄附金は斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金に積み立てさせていただくとともに、学校教育の充実などの財源に充当させていただきます。また、福祉費寄附金につきましては福祉基金に積み立てさせていただきますとともに、子育て支援の財源として充当してまいりたいと考えております。

次に、第20款諸収入では、雑入で、平成24年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算交付を受けることから、272万8千円の増額補正をお願いしております。

次に、第21款町債では、可燃ごみ積み替え施設整備事業債で、当初予算で計上していた町債のうち、地方交付税措置のない町債につきまして、平成24年度決算剰余金等をもって財源が確保できますことから、

後年度の財政負担の軽減を図るために、4,200万円の減額補正をお願いしております。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

資料の裏面をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算では、給与減額支給措置及び今年4月の人事異動などに伴う人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。また、これら所要額は、人件費所要額として表しているところでございます。

初めに、第1款議会費では、人件費所要額として、107万5千円の減額補正をお願いしております。

次に、第2款総務費では、人件費所要額として、523万7千円の減額補正をお願いしております。また、一般管理費では、臨時職員の雇いで、職員の早期・中途退職や育児休業・病気休暇の代替等によりまして、1,072万3千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3款民生費では、人件費所要額として、470万円の減額補正をお願いしております。社会福祉総務費では、国民健康保険事業への支援で、国民健康保険事業特別会計における給与減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費の予算補正によりまして、国民健康保険事業繰出金511万4千円の減額補正と、福祉基金にいただきました寄附金166万円の積立てをお願いしております。老人福祉費では、老人福祉施設への入所で、養護老人ホーム措置費が死亡等の異動により、当初見込みを下回ることから、631万9千円の減額補正をお願いするものでございます。医療対策費では、子ども医療費助成などの医療費助成金の決算見込みを見る中で、子ども医療費の助成で250万円、ひとり親家庭等医療費の助成で40万円の増額補正をお願いしております。障害福祉費では、各事業の委託料や給付費等が当初見積りを上回りますことから、障害者の移動支援で72万7千円の増額補正を、障害者介護給付・訓練等給付費の支給で3,387万1千円の増額補正を、障害児福祉サービス給付費の支給で113万6千円の増額補正をお願いしております。介護保険事業繰出費では、介護保険事業への支援で、介護保険事業特別会計における給与減額支給措置及び人事異動に伴う人件費の予算補正によりまして、介護保険事業繰出金210万8千円の減額補正をお願いしてお

ります。

また、児童福祉総務費では、児童福祉内部事務の子ども・子育て支援システム導入業務で、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に備えまして、制度管理システムを導入することから、システム導入業務委託料997万5千円の増額補正をお願いしております。なお、本導入業務につきましては、本年度会計におきまして事業完了ができないことから、繰越明許費の予算補正をあわせてお願いしているところでございます。保育園費では、保育所の広域入所の充実で、本町が委託します広域入所に係る委託料が当初見込みを上回ることから、285万4千円の増額補正をお願いしております。児童手当支給事業費では、児童手当の支給対象児童が当初見込みを下回ったこと等から、1,242万円の減額補正をお願いしております。

次に、給与減額支給措置及び人事異動等の影響による人件費所要額の補正といたしまして、第4款衛生費では736万円の減額補正を、第5款農林水産業費では467万円の増額補正を、第6款商工費では840万9千円の減額補正をお願いしております。

次に、第7款土木費では、人件費所要額として、1,092万4千円の減額補正をお願いしております。公共下水道費では、公共下水道事業への支援で、公共下水道事業特別会計における給与減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費の予算補正によりまして、公共下水道事業繰出金271万7千円の減額補正をお願いしております。

次に、第8款 消防費では、時間外勤務手当等の増加による人件費所要額として28万円の増額補正をお願いしております。

次に、第9款 教育費では、人件費所要額として、822万4千円の減額補正をお願いしております。私立学校振興費では、私立幼稚園就園の奨励で、私立幼稚園就園奨励事業の一部補助単価の改定等により、私立幼稚園就園奨励費補助金が当初見積りを上回りますことから、240万7千円の増額補正をお願いしております。教育振興費では、中学校講師の配置で、常勤講師1名が増員となったことから、189万8千円の増額補正をお願いしております。また、文化財保存費では、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金にいただいた寄附金163万2千円の積立て

をお願いしております。

次に、第12款 予備費では、今回の補正に要します財源として1,772万3千円を充当させていただき補正をお願いしております。

最後に、繰越明許費の追加でございます。

歳出のところでご説明させていただいたとおり、子ども・子育て支援システム導入事業について、本年度会計におきまして事業完了できないことから、繰越明許費として、繰越額を997万5千円とする繰越明許費に係ります予算補正をお願いしております。

なお、本年度予算に計上して3か年の継続事業により執行する予定の衛生処理場焼却棟解体撤去工事でございますが、去る11月12日に制限付一般競争入札を実施して、施工業者を決定する予定で進めておりましたが、入札参加を表明していた3社すべてからの辞退の申し出があり、入札を取りやめたところでございます。

辞退した理由といたしましては、事前公表を行った予定価格と見積額が合わないということございまして。

町といたしましては、今回の辞退理由として、災害復興工事関係によりまして、資機材費や人件費、さらにはダイオキシン類関係を含めました処分費等が高騰している中でのことございまして、設計金額の精査を行い、再入札を実施したいと考えております。現時点で、辞退の理由を考えますと、現予算での対応は難しく、増額補正のお願いをする必要があると考えております。

しかしながら、12月議会の上程は日程的に難しく、また、3月議会に上程し、ご可決をいただけても、入札の実施は平成26年4月以降となり、平成25年度内は事業が進捗しないこととなります。

このことから、今回、平成25年度に計上いたしました継続費でございます衛生処理場焼却棟解体撤去事業につきましては、全額、減額補正をさせていただき、平成26年度当初予算におきまして、年割額を含めまして、改めて予算計上をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

つきましては、本年度予算に計上しております工事請負費等2,080万円の減額補正と、この事業に係ります継続費、総額2億400万円

を廃止する変更を盛り込みました補正予算を12月議会に上程してまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）につきましてのご説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたします。

ございませんか。よろしいですか。

（ な し ）

委員長 そうしましたら次に、（4）奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、また、次の（5）奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について、この関係につきましては、奈良県消防広域化に伴うものですので、一括して理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、12月定例会の付議予定議案であります（4）奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、（5）奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について、関連がございますので一括してご説明を申し上げます。

当該2つの付議予定議案につきましては、平成26年4月1日に奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合に加入する構成市町村等が変更となることから、当該規約の変更等を行うものでございます。

まず、（4）奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更についてでございますが、資料の4の2枚目の要旨をご覧ください。

知事の許可の日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合

が解散されることとなりました。

解散する上記4組合につきましては、当組合の構成団体ではなくなり、当組合を組織する組合の数が減少することとなることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するため、同法第290条の規定に基づき議会議決を求めるものであります。

続きまして、（5）奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてであります。資料の5の最終ページの要旨をご覧ください。

知事の許可の日をもって、奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散されることになりました。

解散する上記4組合につきましては、当組合の構成団体でなくなるとともに、新たに奈良県広域消防組合を当組合の構成団体とするため、規約の一部を改正する必要があり、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、施行期日等ではありますが、（1）施行期日は、奈良県知事の許可のあった日から施行します。

次に（2）経過措置として、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務について、奈良県広域消防組合の設立の日の前日において、退職手当の支給事務を共同処理していなかった市町村等の職員であって、設立の日に当該組合の常勤の職員となった者は除きます。

以上、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたします。

ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、以上、12月定例会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 斑鳩町協働のまちづくり指針(案)について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項(1) 斑鳩町協働のまちづくり指針(案)について、ご説明を申し上げます。

初めに、斑鳩町協働のまちづくり指針(案)の概要版につきましては、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会において素案を作成され、8月の当総務常任委員会でご説明をさせていただきましたところですが、協働のまちづくりフォーラムを9月1日に開催し、指針(案)の概要版を参加住民に説明するとともに、パネルディスカッションやアンケート等を実施いたしました。

お配りいたしております資料の6-1でございますが、斑鳩町協働のまちづくりフォーラムのアンケート結果についてでございます。資料の6-1をご覧ください。

参加者アンケート集計結果についてご説明をいたします。

アンケート結果、アンケートにつきましては、参加者約180名のうちアンケートの回収が半分強の94名の方から回答をいただいております。

資料のほうを1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

斑鳩町協働のまちづくりフォーラム・参加者アンケート集計結果でございます。

まず、グラフの下の数字につきましては、括弧内の数字が回答件数、括弧の左の数字がパーセントとなっております。

それでは、問の1番でございますが、斑鳩町で進めようとしている協働のまちづくりについて、理解できたかどうかの質問につきましては、「よくわかった」が25.5%、「おおよそわかった」との回答が61.

7%と、あわせて87.2%の人がわかったと回答されております。なお、「わかりにくかった」との回答は6.4%と少数となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。問2-1、ボランティア活動に参加されているかとの質問に対し、すでに参加している人が70.2%、参加されていない人が29.8%となっております。

問の2-2では、そのうち、すでにボランティアに参加している人で新たに（他の）ボランティア活動に参加したいと思われる人について、「ぜひ参加したい」人7.4%、「機会があれば参加したい」人69.1%をあわせて76.5%もの人が参加したいと思われております。

また、現在ボランティアに参加されていない人で、ボランティアに参加したいと思われている人は、「ぜひ参加したい」人10.7%と「機会があれば参加したい」人78.6%をあわせて89.3%もの人が参加したいと思われております。

続きまして3ページでございますが、問3では、協働のまちづくりのテーマとして関心があるものを聞く質問に対しまして、全体としては、3の「環境、景観の分野の活動」が最も多く48.9%、次に、4の「健康・福祉の分野」が40.4%、3番目が5の「観光・交流の分野」で28.7%というふうになっております。

次に、問4では、これから協働のまちづくりのしくみを整えていくにあたり、中心的なメンバーとして、一緒に考えていただけそうなことを選択いただきました。

選ばれた内容といたしましては、全体として、「1みんなが「ちよっとボランティア」ができるしくみづくり」が最も多く38.3%、2番目が「4どんなことでも、何か役に立てるなら考えたい」29.8%、3番目が「6しくみづくりで中心的なメンバーとなることは今のところ考えにくい」21.3%というふうになっております。

続きまして、4ページの問の5でございます。問の5ではフォーラムや協働のまちづくり指針（案）について自由意見を書きいただきましたが、フォーラムについての意見では、（1）初めて参加させてもらった。葉っぱに意見を書くことができ、今まで心の中で思っていたことができよかったです。という人、（2）本日のフォーラムをワンステッ

プにして、次の一歩へ進めよう。などの意見がございました。

また、協働の是非については、おおむね人と人との支えあいの必要性、みんなで力をあわせていくことについて、前向きな意見をいただいております。

その他、5ページには、協働の進め方について、行政・職員の役割分担について、それから6ページには、情報の発信について、人材・人づくりについて、活動団体の連携について、活動拠点などについて、さまざまな意見をいただいております。

アンケートの全体的な結果といたしましては、協働のまちづくりについて多くの方が理解を示され、ボランティアなどに対して前向きな意見が多くあり、協働のまちづくり指針（案）についてご理解をいただいていると考えております。

そしてまた、フォーラムでは、「こんなまちになったら」また、「そのために私はこんなことがしたい」という意見を、葉っぱをイメージした付せんを書いていただき、模造紙に書いた協働の木に貼っていただきました。

8ページからは、協働の木に貼られたこのようなご意見をまとめております。

協働のまちづくりにより実現できると思われる意見には、※印をつけており、多くの方が斑鳩町をこんないいまちにしたいとの思いから、多くの意見をいただいております。

住民の皆さんは、まちをよくしていくためにさまざまな思いを持っておられることから、このような思いを町だけでなく、住民の皆さまと一緒に協働で取り組むためのきっかけとするため、協働のまちづくり指針（案）として、協働のまちづくり推進委員会で取りまとめていただいております。

それでは、協働のまちづくりの指針（案）の本編についてご説明をいたします。資料の6-2でございますが、資料の6-2をご覧ください。

この指針（案）につきましては、協働のまちづくり推進委員会におきまして、住民と行政による協働のまちづくりを推進するために必要な事

項について取りまとめられたものでございます。

なお、この指針（案）につきましては、本年12月にパブリックコメントを実施してまいりたいというふうに考えております。

それでは、指針（案）についてご説明をさせていただきます。

資料6-2、はじめよう みんなが主役の新しいまちづくり 斑鳩町協働のまちづくり指針（案）の1ページをご覧ください。

1として、なぜ、今、協働のまちづくりか。

1ページでは、協働のまちづくりの必要性について記載をしております。本町におきましても、少子高齢化など社会環境が大きく変化する中、社会サービスに対する住民のニーズは多様化、高度化しており、従来の均一な公共サービスだけでは対応しきれなくなってきました。一方で、厳しい財政状況の中では、行政でできることには限界があるという現実もあります。

だれもが豊かで安心できる、生きがいのある暮らしを実現するためには、行政だけでなく、住民、NPO・ボランティア団体、事業者など多様な主体がともに協力して、多様な社会サービスを提供することによって、多様な住民ニーズに対応することが求められております。特に、斑鳩町には独自の歴史・文化があり、これらを守り、次世代に引き継いでいくための取組みも求められております。

このことから、斑鳩町は、一人ひとりの住民の力を生かし、地域の力を高めて住みよいまちにしていく、協働のまちづくりに取り組んでいくものでございます。

まちづくりのこれまでとこれから、行政・住民・事業者等の関係と変化についてお示しをしております。

次に、2ページをご覧ください。2の住民と行政の取組みの現状と課題、2-1、NPO・ボランティア等住民活動団体の現状と課題についてでございます。

2ページでは、平成24年7月に、町内のNPO法人、社会福祉協議会に登録されているボランティアグループ、町と連携して活動している団体等に対しアンケートや懇談会を開催し、各団体がかかえている活動上の課題や協働のまちづくりへの期待を把握いたしました。

3 ページ、2-2、斑鳩町における協働の取組みの現状と課題であります。斑鳩町における協働の取組みの現状と課題といたしまして、下の表の①から⑦にお示しをしておりますように、7つの協働の類型を示しております。斑鳩町における協働の取組みの現状としては、一部で取組みは始まっており、新しい動きもあるものの、NPO等による自立的な活動が十分に育つには至っていないとはいえ、今後、住民と行政の協働のまちづくりを進めるためには、協働のパートナーとなる住民組織が育っていくことが求められております。

次に、4 ページをご覧ください。

3. 斑鳩町ではこんな「協働のまちづくり」に取り組みたい、3-1、協働のまちづくりの原則、4 ページでは、住民と行政が協働のまちづくりとして取り組む協働のイメージ、住民・住民活動団体・事業者・行政の役割、5 ページには協働の原則を記載をいたしております。

協働のイメージとしては、4 ページの図のB、C、Dの3つのタイプがあります。

また、住民、NPO等住民活動団体、事業者及び行政のそれぞれの役割について記載をいたしております。

次に、5 ページ、(3) 協働の原則といたしましては、住民と行政がよきパートナーとして協働のまちづくりを進めるために、対等の原則、自主・自立の原則、相互理解の原則、目的・目標の共有の原則、情報の公開の原則の5つの協働の原則を尊重して取り組んでいきます。

次に、6 ページをご覧ください。

3-2、重点的に取り組むまちづくり。斑鳩町ですすめる協働のまちづくりは、第4次総合計画のめざすまちの将来像である「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現のための取組みであり、住民と行政が一緒になって、斑鳩らしい協働のしくみを構築し、記載している総合計画の重点施策に取り組んでいきます。

第4次総合計画に記載されているそれぞれの具体的な取組み例につきましては、資料の17ページに記載をいたしております。

恐れ入りますが、17ページをご覧ください。17ページには、1.

歴史・文化の拠点づくりと活用、及び2. 環境・景観まちづくりとしての、具体的な取組み例を記載をいたしております。

次に、18ページからでございますが、18ページでは、健康と福祉を支える人づくり、19ページでは、4. 農・食を通じた交流のまちの取組み例を記載をいたしております。

フォーラムのアンケートにおきまして、協働で取り組む具体的な事例を知りたいとの意見がありましたが、この資料をご覧いただけましたらご理解をいただけるのではないかとというふうに考えております。

恐れ入りますが、ページを戻っていただきまして、7ページをご覧ください。

4の応援します！協働のまちづくり（協働のまちづくり支援制度）。7ページからは、協働のまちづくり支援制度として、4-1、みんなが「ちょっとボランティア」キャンペーン、次に、8ページには、4-2、いかるがボランティア・住民活動ネットの立ち上げ、4-3、住民活動団体の拠点・住民活動センター（ワーキングスペース）の設置、4-4、多様な活動拠点の確保、9ページでは、4-5、新しいチャレンジを応援する活動提案制度の創設の5つの取組みを記載をいたしております。

次に、10ページをご覧ください。5の協働のまちづくりを推進する体制について、協働のまちづくりを推進する体制を記載をいたしております。

5-1、協働のまちづくり推進委員会は既に設置しておりますが、11ページの5-2の職員の協働のまちづくりチームについては、協働のまちづくりを進めるにあたり、担当課だけではなく役場全体の職員が協働についての意識を共有して取り組んでいく必要があることから、職員の協働のまちづくりチームを立ち上げ、協働についての意識の醸成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

その他、13ページからは、資料の1といたしまして、分野別NPOボランティア等住民活動組織の概要について、ページをめくっていただきまして、16ページには、資料の2といたしまして、斑鳩町における協働事業について、それぞれ関係資料を添付させていただいております。

なお、この指針の案につきましては、12月にパブリックコメントを

行い、広く住民皆さま方のご意見等も伺いながら、協働のまちづくり指針を策定してまいりたいというふうに考えております。

以上、協働のまちづくり指針（案）についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 アンケート結果についてということで、最初に説明をしていただきましたけど、アンケート調査、集計した人にとっては、94件というのが過半数強だということを強調したいんだと思いますけどね。今の説明では強というのは別にいらないん違うかなど。というのは、フォーラムに参加した人というのは、約と入って180人。それで、参加者が約であるのに、94がその強だというふうな表現は、私はあまり好ましくないと思いますので。まあ、それはちょっと嫌味みたいに聞こえますので、やめておいてもらいたいなと思います。

それで、8ページからね、まちづくりの木の葉っぱということで、いろいろ出してもらった人のこともあるんやと思うねんけどね、この中でね、*印は「協働のまちづくり」により実現可能と考える意見ということで、そのためにこんなことがしたい・してほしいということで、その中のチョイスされていろいろ選んでおられますけど、まずその、これを選ばれた場所というか、その機関というんですか、人物。それはどういうことで、そしたら*印がつかなかったこういう要望というんですかね、そういうことは協働のまちづくりにより実現可能と考えられる、じゃあ可能じゃないというふうにもう判断していいのか。そしたら、そこへ提案していただいた方に対しては、どういう対処をしていかないかんのか、そういうことも考えておられるのかね、今のところこうして振り分けただけだということだったらそれでもう結構ですんけど、その点、どうなんですか。

総務課長 協働のまちづくりのフォーラムの中で、この木の葉っぱにご意見を頂

戴をいたしました。この結果を踏まえまして、推進委員会のほうですね、この内容をずっと見ていきまして、今現在、町の中で実現できそうなものについてまず*印をつけていこうということで、委員会の中でこのように印をつけました。

なお、ついていないものにつきましては、今後、今は町のほうで現実すぐにはできそうにもないようなものもございしますが、今後、委員会の中でまた改めて検討もしてまいりたいというふうに考えております。

小野委員　　せっかくそれを提案していただいているし、それについてね、こういうところで、実現可能と考える意見ということで、そうして取り上げていただくことは結構なんですけど、少数意見、実現が即は難しいだろうという、また、協働のまちづくりには馴染まないんだという判断でそれを区別されたんだったらね、別にその後これらは検討していくことはしないでもいいんじゃないかなと、またできないんじゃないか。まあ、今、課長はそれらもということでおっしゃってますが、それはいつの時期になったらできるということで、この中で一旦ゴミ箱へ捨てたというんですか、それを拾い出してくるんですか。そんなこと不可能なことと違うんかな。こういう具合に実現可能と考える意見ということで、そうして区別すること自体がね、アンケート調査に対してね、私は、またちょっとやりすぎではないのかと。そうじゃなくて、これらを、まちづくり推進委員会で取り上げますというような表現で私はいんじゃないかなと思います。実現可能と考えられる意見と、同じような意味かもわかりませんが、これを見られた方が、実現可能と考えられると、私みたいにへそ曲がりの者は思いますよ、そしたら実現可能じゃないのかと。そのことを配慮されて、今、課長は、いつかは使います。そんな無責任な発言は私はやめてほしいなと思いますけど。その点どうなんですか。

総務課長　　協働のまちづくり、参加をいただきました住民の皆さまからいただいた貴重なご意見でございますので、今現在町のほうで、委員会のほうで実現可能というふうなこと、区分けされたのは事実なんですけども、こういうことについても、委員さん、皆さま方のほうですね、1つ1

つ確認もされてですね、実現のほうができたらということで審議もされておりました。

委員長 課長、この実現可能と考えられる意見と分けた、なんでそういうふうに分けたんかっていう、そこの経過をちょっと説明してもらえます。
池田副町長。

副町長 私も委員会に出ておりましたけども、まずアンケート調査、この協働のまちづくり推進委員会にとられました。その中でいろいろな意見があります。そうした中で、こんなまちになったらいいなということで、これはもう*印についてはまあ当面すぐにでも、すぐというか、早い段階でできるのではないかということで、このアンケートの取りまとめとして。これ自体が審議会の意見ではないですよんか。意見ではないです。今、この場で意見をいただいております。そこの審議会の中で審議するために*印は付けはっただけですんか、これは。ちょっと課長、ニュアンスが違うと思うんですわ、会議に参加してて。これはこのアンケートを受けて、この指針、これからのまちづくりの指針をどうしようかというための、下資料のこれアンケートの実施なんです。これが絶対的な資料ではないわけです。これは指針をつくるためのアンケートの実施をやっておりますんで。これをこっちに吸い上げてくるようになっておりますんで、今、小野委員さん言わはったように、例えばこれを一般に公開する場合につきましては、*印を取らんと、また自分の書いた意見がないという人の、なんでやとなりますんで、それとそれとは区別して進めてまいりますんで、よろしくお願いをしたいと思います。

小野委員 だからね、このまま使ってもらったらこの意見を出した人にとってはね、やはり貴重な意見を言ってくれてるのに、これは実現可能やないねんと、そのように思われたらね、やはり今後いろいろな協力もしてもらわれへんのと違うかなと、そのように思いますしね。

先ほどの私はね、半数強という言葉がものすごく強力に聞こえたからね、そういう姿勢では私は困ると思うんです。協働のまちづくりでしょ。

だから行政がね、そういう、これだけやってますというような形をやるんじゃないんで、やはり一緒に協働でまちづくりしようというような姿勢がね、私はちょっと欠如してるんじゃないかなと思って、いやなことも言いましたんで、これでやめておきます。

委員長 ほかにございませんか。

 (な し)

委員長 あと、言っていました今後のスケジュール、課長、このことでちょっと報告いただけますかね。 黒崎総務課長。

総務課長 今後のスケジュールでございますが、先ほど申しあげましたように、この指針案につきまして、12月にパブリックコメントを実施して、広く住民の皆さま方のご意見を頂戴したいと思います。

 続きまして、その結果を受けまして、1月から2月にかけて、第6回目の協働のまちづくり推進委員会のほうを開催をいたしまして、その取りまとめを行っていきたいというふうに考えております。

 その取りまとめ後、改めましてまた議会等、総務常任委員会のほうに報告を差しあげていきたいというふうに考えております。

委員長 ですから、1、2月で推進委員会のほうで取りまとめていただいて案に盛り込んで、案の段階で委員会に提示いただくというふうに理解しておいていいですかね。もうだから決定された計画として出されるんじゃないに、だからその取りまとめていただいた後の案ということで出していただけるということで理解しておいていいですか。

 池田副町長。

副町長 この協働のまちづくり推進委員会が設置しております。この中では指針についてを決めていただくということになっておりますんで、ここで指針を決めていくということです。それに基づいたもので、例えばパブ

リックコメントも12月に実施しますわね。それできょうこれ指針の概要、案を出していただいております。この案でパブリックコメントを実施すると。そのパブリックコメントで特段大きく変わるような意見がなかったら、これで指針がなっていくわけです。どんな、他の計画でも一緒だと思います。案を出させていただいてパブリックコメントを実施し、大きな変更があったらその箇所を修正して委員会にお示しすると。変更なかったら、これでこの推進委員会でこれで決められた分ですよということで、委員会に報告をさせていただくということになってまいります。

委員長 そしたらまあ、その言うてる大きな変更というのは、まあその程度によりますけどね、があれば出していただく、決定とせずに先に相談いただけると、大きな変更があった場合はね。

副町長 言うてはる意味がちょっと理解できないんですけども、きょう出させていただいて、これに基づいてパブリックコメントを実施すると。そのパブリックコメントに基づいて、大きな変更があったら修正しますんで、このような、極端に大きな変更があったらね、修正かけていきます。この審議会の中でも修正かけられますんで、それで指針は決めていくと。それで、今度、この指針決まったら、今度またまちづくり推進条例、これも次の段階、条例が、新年度もあります。新年度の条例につきましても、それらについては、素案をここで出していって、この委員会に出させていただいて、また意見をいただいて、また案をつくり、パブコメを実施して条例をまとめると、そういう流れになっていってますんで、お願いします。

委員長 小野委員。

小野委員 委員長も提案もいろいろと考えておられるんやと思います。

1点だけちょっと聞かせてほしいんですけどね。パブリックコメントでやってできてくるんですけどね。私も住民の1人として聞きたいんですけどね。この新しいまちづくり案、この中で斑鳩としての特徴あるとこ

ろはどこなんですか。全体的にどこの町でもこういう具合のものをつくっているんだろうなという推測でものを言うているんですがね。斑鳩としての、これが私たちの、斑鳩町の協働まちづくり指針の、まあ言うたら目玉商品だと、目玉というのはというか、特徴あるところはどこなんですか。1点だけちょっと教えてください。

委員長 池田副町長。

副町長 資料の6ページをご覧いただきたいと思います。資料の6ページの下の方に書いております。斑鳩らしい協働って何。それはやっぱり歴史・文化が入っております。歴史・文化につきましてもそれについて、この歴史文化の豊かな斑鳩町の良さを活かした協働のまちづくりにしていきたい、そういうことを受けまして、このアンケート、先ほどのアンケートの中にも、そういうことを踏まえたアンケートも、意識したアンケートも実施しておりますので、そういうことになってこようかと考えております。

小野委員 これは斑鳩らしいという言葉では、協働っていうのは、それは具体的にどの項目に入っているのかということをやちょっと教えてほしいねんけどね。今後、そうして成文化されたものに対して、条例化していくときの、私の考え方としてのポイントというか形をしていきたいと思っているのでね。まあそれは歴史と文化というのは、それはまあよくわかるんですけど、それをどういう具合に表現しようとしておられるのかね、この中でそういうところがあったらね、ちょっと教えてもらいたいなと思っているんですが。まあ全体的にそういうことだということだったら、それで結構やと思いますけどね。

副町長 ちょっとすみません、僕もちょっと、質問者のちょっと。質問と答弁がちょっと食い違っておりましたので、ご勘弁いただきたいと思います。協働につきまして、例えばまちづくり基本条例、自治基本条例、ちょっと話変わりますけども、これらにつきましては、ほとんど各町がよく

似た条例になっておると思うんですわ。そうした中で、今これから指針
つくって条例つくっていくときに、その文章のどこに入っておるんかとい
うのは、こういう協働のまちをしますよとなっていくときに、そした
らどうしても歴史・文化、町の第4次総合計画の重点施策がありますわ
ね。こういう分野にも協働のまちづくりで、例えば観光、景観づくりに
ついて、協働のまちづくりで誰か住民の方と行政と一緒に協力してい
きたいですよと、そういうことは入ってこようと考えておりますんで。
それ以外はどうしても一般的なものになってこようかと思えます。

ただ、最近の協働のまちづくり、以前つくられていたところの指針と
か条例よりはやはり段々進んできているというのは、やはり、必ず住民
さんだけではあきませんよと、行政もやっぱりその組織をきっちり、町
全体の組織、各課が横断的にそこへ協力しないとこの協働のまちづくり
はできませんよと、今最近はその風潮に、風潮というかそういう流れに
なっておりますんで、やはりそういうことは今度の新しい斑鳩町の条例、
指針にも入ってこようかと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

 (な し)

委員長 そうしましたら、ほかに理事者のほうから報告しておくことはござい
ませんか。 黒崎総務課長。

総務課長 総務課のほうから1点ございます。滋賀県愛知郡愛荘町との災害時に
おける相互応援協定と、法隆寺との災害時における避難所等施設利用に
関する協定についてご報告いたします。

 今年9月の総務常任委員会でもご報告をさせていただきましたが、和
歌山県西牟婁郡上富田町に続きまして、滋賀県愛知郡愛荘町との災害時
における相互応援協定につきましても、12月17日の火曜日に締結を
させていただく運びとなりましたので、ご報告をさせていただきます。

 そして、法隆寺との災害時における避難所等施設利用に関する協定を、

12月9日の月曜日に締結させていただき運びとなりました。この協定の締結は、被災した町民及び帰宅困難となった観光客の避難場所の確保に大きく寄与するものであるというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。 面巻企画財政課長。

企画財政 企画財政課から1点ご報告をさせていただきます。

課長 世界文化遺産登録20周年記念事業、斑鳩フォーラム「法隆寺の歴史と太子信仰」の開催につきましてご報告を申し上げます。

国内最初の世界文化遺産、法隆寺地域の仏教建造物が登録20周年を迎えるのを記念し、12月15日、日曜日、いかるがホールにおきまして、斑鳩フォーラム「法隆寺の歴史と太子信仰」を開催させていただきます。

本フォーラムにつきましては、第1部では、コーディネーターに旅する世界遺産研究家の久保美智代先生、そしてパネリストに法隆寺の大野管長様、奈良大学名誉教授の水野先生、奈良文化財研究所長の松村先生をお招きいたしまして、「法隆寺の歴史と太子信仰」をテーマにパネルディスカッションを行っていただきます。

第2部では、斑鳩・姫路 夢の「おと・らく・え」と題しまして、斑鳩町と姫路市の和太鼓の共演を予定しております。

また、第3部では、未来に伝えたい町内の身近な文化財や自然、お祭りなどの行事等をテーマに児童・生徒たちが作成した絵画の作品展「私が選ぶ世界遺産」の表彰式を執り行わさせていただきますと予定しております。

なお、開演は午後1時30分、終演予定は午後4時30分を予定しております。

また、本フォーラムの案内につきましては、本日付けで議会事務局を通じまして、議員皆さま方にご案内をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、世界文化遺産登録20周年記念事業、斑鳩フォーラム「法隆

寺の歴史と太子信仰」の開催につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 ほかに理事者のほうで報告いただくことはございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、今、報告いただいた2点について、質疑等があればお受けしたいと思います。ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上をもって、各課報告事項については終わります。

続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 すみません、ちょっと3点ほどお聞きしたい点。

先日、龍田地区での地域交流館、連合会の総意に基づいてということで要望が出てきて、いろいろ交渉もされていたと思うんですが、その後についてね、どのような経緯になっておって、それで、今後どういうようにしていかれるのか、ちょっと説明してくれますか。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 今年5月に龍田第一地区のほうからございました地域交流館の件でございますが、その後、地権者と再三にわたり協議のほうを進めてまいりましたが、地権者のほうからお断りのご報告をいただいております。その要望につきましては、断られたということでございます。

5月のほうの要望のほうがだめになりましたので、続いてですね、用地のほう、探しておられるということで聞いております。

小野委員　　ということは、龍田第一地区で最初総会で承認いただいた、それが、その地権者から断られたということで、現在はそうしたら再度その土地を探していると。そうしたら同じような手続きを踏んでくるということなんですかね。別の土地を総会決議をもって要望されるのか、その総会決議はそのままでその場所だけを変えてくるということで、こちらとしては一応またそれを検討していくのか。その点はどうなんですかね。

委員長　　乾総務部長。

総務部長　　第一連合のほうで、どういう形を出してこられるかちょっとわかりませんが、一応自治会の、第一連合の一応総意という形で要望書がまたあがってくるという形では思っておりますけれども、その出てきた段階におきましては、また町のほうも検討させていただきたいと考えております。

小野委員　　そしたらまた、その時はよろしく願いしておきます。私もその自治会員でありますので、よろしく願います。

次にね、先日から、初め下水のほうで、庁舎の工事のことなんですけどね、下水のほうでの公共下水の接続かなと思ったんですがね。町長車の駐車場ですかね、あそこ大々的に工事をされているんですが、あの関係はどういう工事を、庁舎を改造されているのかね、ちょっと委員会でもあらまし聞いてたんかどうかわかりませんが、ちょっとお願いしたいなと思っております。

委員長　　面巻企画財政課長。

企画財政課長　　庁舎関連の工事につきましては、予算委員会等でご説明させていただきました、庁舎の配風機を伴います空調設備につきましてはの工事を進めていたところでございます。なにぶん夏、それから冬、冷暖房を使わない時期、今の時分が一番良かったので、その時分にあわせて下のボ

イラー系統ですね、ボイラー系統の撤去と、屋上に設置しております、いわゆる室外機と言いますか、クーリングタワー、この撤去をさせていただきまして、新たに更新をさせていただいたところでございます。

大きな工事につきましては、先般、日曜日に、閉庁日を利用して、上の冷却塔、これを降ろしまして更新しておりますので、大きな工事につきましては全て完了し、今は塗装等で下の機械室に入っておりますので、そういったものの塗装等を行っているところでございます。

また、消防のほうの検査も先日受けておりまして、合格のほうをいただける予定となっておりますので、来庁者の皆さまにはご迷惑をおかけしたところでございますが、無事、工事のほうは進んでおりますので、そういった関係である部分について、マシンハッチがございましたので、そのハッチを開ける作業をして、そこから搬入したところでございます。

以上でございます。

小野委員 それともう1点。先ほど、一般会計の補正予算のところなんですが、厚生関係のほうが多いので、私はここで何も言わないし、厚生委員でないで、なんですがね、入札が不調に終わったということで、課長はいろいろな材料ですかね、それらの高騰によって全ての業者、3社ですか、が辞退したということで、それもやむを得ないような感じで課長がおっしゃってたし、設計金額の見直しをやってということで、それは順当な、まあそういう形を取らなければいけないと思いますねん。

その理由としてね、震災うんぬんの話とか、予算を組んでいく段階での物価っていうんですかね、それでなかったらなかなか予算も組めないし、それからああいう鉄骨とかいう材料に対しては急に高騰する場合がありますし、建設業界もやっぱり四苦八苦しているんだと思います。だけど、それらの入札を執行する際にはね、やはり敏感にその情勢を把握してね、まあ予算以上の設計金額になるというのはあまり好ましくないのかわかりませんが、あまりにも鉄骨なんかは急騰したり、また下がったりする。相場というものがありますのでね。それらは入札執行する段階でね、いろいろ検討していてもいいんじゃないかなと、私は思っております。まあ1つの案としてね。だけどころいう行政はやはりその

予算で執行するんだから、そこの、どうしてもそれは無理だということも私はわかるんですがね。できるだけ弾力性をもったことをやっていてもいいんじゃないかな。その説明がきちとつけば、やはり補正予算も議会へ出さしてもらっても結構だと。最初の予定価格というか、設計、予定している予算よりオーバーはこれやむを得ないんじゃないかなと。担当常任委員会のほうへやっぱりそれはしてもいいんじゃないかなと、私はそういうように思っています。

というのは、先ほどのこの執行、予算、26年の4月までにはほかの事業も止まってしまうと。この一連の関連のね。そのようなこの事業が、まあ撤去ですから別に住民の皆さんへの生活に対しての影響はないかもわかりませんので、それはまあ別段繰越明許で送っていても結構ですけどね。その工事の期間がまたぐっと延びていくということもありますのでね、その点について、どのような考え方でね、入札を執行していったらいいのかね、私自身もわかりませんので、どうなんでしょうかね、まったくそういうことはもうできないという判断されるのでしょうか。

委員長 池田副町長。

副町長 今のお尋ねです。もう質問者もご存じだと思います。今年度、特に6月、7月以降、急に人件費とか材料が高騰しております。そういうことから、国土交通省のほうから、例えば町単独の工事が、道路とかの工事がございます。下水の工事もあります。それについて、人件費が高騰しておるから、当初、例えば4月、5月、6月に契約した分であっても、再度精査して再契約しなさいよという通達がきておりまして、今年度それらについてはもう変更契約をかけて増額をさせていただいております。そういう状況なんです。今年度は特に高騰が激しいということで、今年こんなは初めてでした。

それを受けて、この解体工事につきまして、設計自体も大きな金額になっておりました。当初も、実はもう設計は以前に終わっておりまして、予算も決まってあると。それで、金額が大きいから、町としては甘い考

えかもわかりませんが、こんなに上がっててもひょっとしたらいけるんちゃうかということで、入札実際かけさせていただきました。ところが、やはりこちらが思っていた以上にこういう特殊な分については、聞いたらもう全国的にほぼ不落になっておるとい状況らしいです。その内容は先ほど面巻課長が言うたとおりでございます。そういう傾向を踏まえまして、いろいろな社会情勢を踏まえて、契約についてもやはりこっち向きの都合だけではなく、やっぱり全体の、社会の情勢に踏まえて、やはり柔軟に補正なりして設計変更をやらさせていただきたいと、そういうことに進めないとやはり事業が遅れる場合もありますんで、これはいい勉強になったと考えております。

小野委員　　今までのいろいろな過当競争っていうんですかね、この金額であればいい、いろいろバブルがはじけてから建設業界も過当な競争、斑鳩町でもね、もうぎりぎりの線で入札に応札。だからその時点でもそれでいいんじゃないよということね。やはり税金ですから、それは無駄遣いじゃない、いっぱいまできても無駄遣いじゃない。やっぱり公共工事ですからね。当然設計金額にあわせていかなければいけないこと。ただ、その人らはいろいろな人件費をきゅっと切り詰めてたりしてね、もし事故でも起きたらどうするんやろというような、もう怖いような金額でしておられたと。そういう事態があって、まあ、今回ね、そういうこともやはりだめだと。やはり、いろいろな意味で入札で、まあ言うたら安い金額でいったらそれだけ町が儲かったという考え方をこれでしたらやはりこれはだめだろうと、私はずっと以前から思ってますからね。やはり社会情勢というものを敏感にやっぱり感じ取ってもらいたいのは町だと。県であり国であると。安かろう悪かろうの工事では私は将来的に町としてもね、いろいろな欠陥が出てくるのではないかと、そのように思ってますのでね。そういう、国交省からですか、それ。だからまあ国交省のほうでそういうことに気づいてくれているということはいいことだと思いますしね。やはり、ただ、事業が遅れることに対しての手当てを、解体ですからそう問題はないのかなとも思ってますが、地元の方に工事期間中ね、ご迷惑かけるということもありますので、それが延びていくと

ということですので、十分地元の方にも説明をしていただきたい、そのように思っておりますので、よろしく手はずだけ、よろしく願いしときます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。 中川委員。

中川委員 小野委員の質問に関連しますがね。地域交流館の件なんです、地域の代表の方がだいたいやっぱり地権者の人に打診して、それで町に申し入れしてはんのかなと思いますねんやんか。それをなんで町と地権者の方が交渉してから地権者の人が断られた、その理由ってなんですかねやろ。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 自治会のほうから要望書があがってきまして、町のほう、地権者のほうにですね、用地のほうですね、交渉に伺いました。地権者、今回のその用地につきましては、三千平米ほどの大きな土地であってですね、土地利用の関係とか、あと、残地のほうでですね、改めて地権者のほうが考えられてですね、今回のほうは断念すると、お断りをするというふうな結果でございました。

税金のほうも、税制上の問題もいろいろと検討もされまして断念されたと。

(「副町長答えたらええねん」と呼ぶ者あり)

委員長 池田副町長。

副町長 相続の時に、もう皆さんご存じのように、いろいろな納税猶予をかけられますわね。それをやったときに、途中で売った場合は金利も加算して、さっきの14.何%の金利を加算して税金取られますんで、それもいろいろ計算された結果。それとさっきの関係、やっぱりそういう関係

もございますので、初めは進んでおりましたけども、やっぱり最後になつたらやっぱり再度考えるから今回は断るということになりましたんで。

中川委員 それはやっぱり平米単価が関係してきますの。

副町長 金額についてはもう了承していただいております。というよりも、納税猶予がかかってますんで、相続税が、20年の、農地の、つくらなあかん、それが消えてしましまして、消えた段階ですべての納税猶予があそこの場合は消えてしまうんですわ。そしたら三千平米の納税といつたら相当な金額になって、お金が全部手元に残らないような状況になりますんで。

中川委員 それはそれで理解できたんですけど、今後ね、4か所計画されて、五丁地区が今、1つ完成してますけど、あと3か所についてね、いつまで受ける、町として、その要望に。これ永遠に受けまんのか、どっかで切りまんのか。

副町長 永遠と言われてますが、これはもう約束できない話で、町としては今現在は向こう10年間までの、この前、32年、当初のあの32年までの財政推計の中に入れております。その分を4個分、6億入れておりますので、今のところはそれで考えております。

委員長 小野委員。

小野委員 関連で、中川委員がちょっと言ってもらってんけど、そのことでもちよっと思い出したんですがね。

去年ですかね、別の地区でもいろいろその話が出てきて、いろいろあれも開いておられたと思うんです。やはり結果的には、今の地域交流館の中で設置の条件というのでね、それらがうまくいかなくなって、別の地区では用地の方がそのまま応じるということで、まあ現在は、また別に土地利用されているみたいなことも聞いてますけどね。なかなかね、

今の地域交流館を設置する条件というんですか、地元で土地を探せとか、それから地元で管理してくれと。それらが割とその地域でそういう地域交流館を設置してもらおうというか設置していこうとすることに対してね、やはりいろいろまくいかないところもあるんです。だから、4か所ということで、何億ですかね、そういうことでコミュニティをはかるための事業ということで打ち出している。このことはまさしく町長としてもそういうものが必要だということによっておられてる中、なかなか。

今の用地の件についてはね、それは私も懇意にしている方ですから、個人的にも聞きました。だから、悪いと。初めはそれだけの金利がいるとは思ってなかったし、計算もしてなかったということでね。やはりもうあと数年すれば猶予期間が到達するんやから、やはり今、地域のためにもそういうことでと言うて話は乗っていったけど、やはり、先ほど副町長がおっしゃったけど、その用地の買収金額を全部税金に持っていかれるからそれだけはやっぱりやりたくないということで断ったということも聞いてますのでね。

そういう用地についてもね、それから後の管理の仕方についても、まあ、龍田第一地区については役員会で龍田第一地区として全体でやろうということを決議されておったんで、総会でもスムーズにいったんだと思うんです。それで要望書というのが上がってきたと思います。

だから管理の仕方ということについてもね、何か、ものすごく住民の方はその管理がものすごく負担になってくるというようなこともおっしゃっている。これも事実なんですね。それらのことも、もうちょっと設置がしやすいような形をね、今後検討してもらいたいなど。今、中川委員もこういう関連で言ってもらったから、私も今後この総務委員会でも、地域交流館の条件、設置していく条件についても一度精査してもらいたいなど。そして、それこそ、町ももっと協力的なことができるようなこともやってもらいたいなど、そのように思っておりますので、今後また、今後の課題として検討していつてもらいたいなど。これしかだめやというようなことではないようお願いしたいなど思っているんですけど。

委員長

小城町長。

町長

今、小野委員さんおっしゃっていただくように、ただこれも順調にいかけて、皆さん方、議員さんも、龍田地区の議員さんも寄ってですね、最終的にはそれでいいということですけど、やっぱり相手そのものが協力をするという中でできなかったということ。それとあわせて今後皆さん方が地域にくるという希望、期待というか、そういうものがございいますから、私はやっぱり第1番目の五丁がスムーズにいったというよりも、そういう意欲を持って、この地域にやっぱり建てたいんだという意欲があったし、また今、龍田の場合もそうだったと思います。ただまあ地権者がそういう問題だと。

もう1つの紅葉ヶ丘のあの周辺でも、バイパスの問題が、パークウェイの問題がありますから、分けていただくところの方とまだバイパスの関係も確定してませんから、そしてまた今、紅葉ヶ丘、三室の自治会等もバイパスそのものについては協力をしていこうということございいますから、私はそういう点についてはある程度また解決していくのではないかな。そういう気力を持っておられるし、また、興留地域は興留地域としてやっぱりそういう結構期待というのか希望を持っています。

それはまあ管理とかそういう問題について、私はやっぱりそういうことも今、五丁町も見させていただいていたら、やっぱりかなり皆さん方、地元の方々が強力に自分らの地域を守っていくんだという姿勢がございいますから。私は小野委員がおっしゃっていただくように、やっぱりその地域ができればその地域の方々が交流をしていく、そしてまた管理も我々としては町と連携を保ってやっていきたいという期待があると思いますので、そこらもまたこれから議会がございいますからね。一応、場所を設定していただいて、ある程度そういう地ならしができてですね、建築にかかっていける状況を早く仕上げていきたいと思っております。

小野委員

町長から紅葉ヶ丘うんぬんの話が出ましたけど、私もこうして時々いろいろ聞かせてもらっている中でね、やはりその場所。私は、こういう

ことを言ったらあれですけど、あの地域にそういうような施設は絶対町としても必要やと、いろいろな集会なんかでね。ただ、地形的なこともありますから、どことどこに管理を任すということと言われて遠いところ、あの場所から坂の上へ登っていかんなんとか、まだ降りていかんなんとか、そういうところの方はやはりあの場所で管理を任されたらやはりちょっと負担が大きすぎると、そういう意見にもなってくるやろうし、その4つか5つの自治会の中で場所も選定してくださいといったら、やはりいろいろな異論も出てくるんだと、そういうことになってくるんじゃないかなと。

やはりあの地域には集会所が今日の場所で必要だという、これは涼しい眼で見ても必要でしょう、あそこは。だから、町ももうちょっと協力的にね、積極的に、あの地域で土地を探すことにも協力してもらいたいなど、そのように思っております。

龍田地区については連合会の会長らもいろいろ積極的に動いてますので。まあ、今回の場所を私が聞くまでは転々といろいろ探しておられたという経緯もあったんですがね。その方も私は個人的な付き合いがありますけど、やはりなんとか協力しようと思ったけど、もう今回は無理だということで、まあ、その猶予期間が過ぎればオーケーなのかもわかりませんが、それが何年先やったかも、ちょっと聞いたけど忘れちゃったのでね。そこまでほかの土地でというわけにもいかないやろうし。そんなことも含めて10年以内ですかね、先ほど副町長10年とかいうようなこと言われたけど、この計画がなくなるということは、私はちょっと、せっかく打ち出して五丁でその実現を見た、それをやはり4か所というんですかね、町としてそれをやってもらいたいので、できるだけ協力していくつもりですし、町ももっと積極的にその地域地域にやってもらいたいと、そのように思っています。

委員長

ほか、よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご
一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

それでは、これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前10時43分 閉会)